

追加の規制改革事項(案)

令和 2 年 5 月 19 日
国家戦略特別区域諮問会議

(オンライン診療に係る時限的・特例的措置の継続的实施)

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、4月10日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」で可能となった取扱いについて、緊急事態宣言の解除後も引き続き効力を有すると確認する。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の定着を図る中で明らかになった具体的ニーズや課題を踏まえた上で、同取扱いのうち医療の現場に定着すべき所要の措置について、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、年内を一つの目途として検討を行う。